

# 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業実施要綱

平成 26 年 3 月 28 日

障がい保健福祉担当局長決裁

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業（以下「本事業」という。）は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の子ども（以下「難聴児」という。）の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成することにより、難聴児の教育、言語及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

### (1) 難聴児

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条に規定する児童（申請日時時点で満 18 歳未満であるもの）のうち、以下の要件を満たすものをいう。

ア 札幌市の住民基本台帳に住民登録があること。ただし、やむを得ない事情により住民登録を本市に移すことができない児童については、本市に居住地があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表第 2 号に掲げる聴覚障害の程度に該当しないこと。

ウ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に定める聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。

### (2) 保護者

児童福祉法第 6 条に規定する難聴児の保護者をいう。

### (3) 補聴器

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器であり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年 1 月 26 日政令第 11 号）別表第 1 機械器具の項第 73 号に該当するものをいう。

## (対象要件)

第 3 条 本事業の助成対象となる難聴児及び保護者は、次の要件に該当するものとする。

(1) 難聴児が、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が委嘱する補聴器相談医である医師（以下「相談医」という。）が作成した意見書（以下「相談医意見書」という。）により、以下の条件を満たすと判断されていること。

ア 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下でなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと。

イ いずれかの耳の平均聴力レベルが 30 デシベル以上であること。ただし、市長が補聴器の装用を特に必要と認めたときはこの限りでない。

ウ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できること。

(2) 難聴児が、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 20 号）及びその他の法令に基づく給付であつて、本事業による助成に相当するものを受けられないこと。

（助成対象となる費用）

第 4 条 本事業による助成の対象となる費用は、補聴器の購入に要する費用（以下「補聴器購入費」という。）又は現に難聴児が使用する補聴器の修理に要する費用（以下「補聴器修理費」という。）とし、助成基準額は別表 1 に定めるとおりとする。

2 補聴器購入費については、より装用効果の高い片側の耳に装用する 1 個分を助成する。ただし、教育、生活上の観点から市長が特に必要と認めたときは、両耳に装用する 2 個分を助成することができる。

（自己負担額）

第 5 条 保護者は、別表 2 の費用徴収基準により、原則として前条第 1 項に定める助成基準額の 1 割（以下「自己負担額」という。）を負担するものとする。

2 保護者は、前条第 1 項に定める助成の対象となる費用が助成基準額を上回るときは、自己負担額に加え、助成の対象となる費用から前条第 1 項に定める助成基準額を控除した額を負担しなければならない。

（耐用年数）

第 6 条 保護者が、本事業による補聴器購入費の助成を受けた同一の難聴児に対する補聴器購入費の助成は、市長が助成金の交付を決定した日から 5 年間を経過するまでは再び受けることができない。ただし、当該期間を経過する前に修理不能により補聴器の使用が困難となった場合及び片耳分の補聴器購入費の助成を受けた後聴力が低下したことにより別の片耳用の補聴器が必要となった場合は、この限りでない。

2 補聴器購入費の助成を受けて購入した補聴器を紛失したときは、自然災害等、難聴児及びその保護者の責めによらないやむを得ない事情がない限り、前項に定める期間を経過するまでは補聴器購入費の助成を再び受けることはできない。

（助成の申請）

第 7 条 助成を受けようとする保護者は、補聴器の購入又は修理を行う前に、次の各号の書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号を除く書類について、公簿等で確認できるとき又は市長が認めたときは省略することができる。

(1) 札幌市子どもの補聴器購入費等助成金交付申請書（様式 1）

(2) 見積書（補聴器販売店が作成したもので、様式は特に定めない。）

- (3) 相談医意見書（様式 2。但し、補聴器修理費の申請の場合は、補聴援助システム受信機及び補聴援助システムワイヤレスマイクの助成を受ける場合に限る。）
  - (4) 保護者及び保護者が属する住民基本台帳上の同一世帯員について、当該年度分の市町村民税の額が証明できる書類
  - (5) その他、市長が必要と認めた書類
- 2 前項の定めにより市長に提出する書類は、難聴児の居住地を管轄する区の保健福祉部長（以下「保健福祉部長」という。）を経由しなければならない。
- 3 保健福祉部長は、本条第 1 項に定める申請があった場合は、当該難聴児及び保護者の属する世帯員の状況、家庭の経済状況及びその他必要と認める事項を調査するものとする。

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、審査にあたり必要と認めるときは、難聴児、保護者、相談医及び補聴器販売店等に対して質問又は調査するとともに、身体障害者更生相談所長に助言を求めることができる。
- 3 市長は、本条第 1 項の審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、保護者に対し、札幌市子どもの補聴器購入費等助成金交付決定通知書（様式 3）により通知するとともに、札幌市子どもの補聴器購入費等支給券（様式 4。以下「支給券」という。）を交付するものとする。
- 4 市長は、本条第 1 項の審査の結果、申請を却下することを決定したときは、保護者に対し、札幌市子どもの補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書（様式 5）により通知するものとする。

（決定内容の変更）

第 9 条 前条第 3 項の規定により交付の決定を受けた者が、当該決定内容の一部を変更する場合は、市長に第 7 条第 1 項第 2 号で定める見積書を提出し、再度交付の決定を受けなければならない。又、購入等を中止しようとするときは、市長に取下書を提出しなければならない。

（助成金の請求）

第 10 条 助成金の交付の決定を受けた保護者は、補聴器を購入又は修理後、次の各号の書類を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

- (1) 支給券（様式 4）
  - (2) 補聴器販売店が発行した補聴器の購入又は修理に要した費用に係る領収書
  - (3) 請求書
- 2 市長は、前項の請求について、内容を審査した上、適正と認めたときは支給券に記

載された公費負担額を速やかに支払うものとする。

(代理受領による助成金の請求)

第 11 条 保護者と補聴器販売店の間で、助成金の請求及び受領に係る委任がなされているときは、前条の規定にかかわらず、補聴器販売店が当該保護者に代わって助成金の請求及び受領を行うものとする。

2 前項の規定により、保護者に代わり、助成金の請求及び受領を行う補聴器販売店は、補聴器の納品又は修理完了後に支給券に記載された保護者の負担すべき額を徴収の上補聴器の引渡しを行い、支給券及び委任状（様式 6）の引渡しを受けなければならない。

3 前項の補聴器販売店が助成金を請求するときは、引渡しを受けた支給券及び委任状を添付して市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の助成金について、内容を審査した上、適正と認めたときは請求書を受け取った日から 30 日以内に支給券に記載された公費負担額を、補聴器販売店に対し支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、当該保護者に対して助成金の交付があったものとみなす。

(補聴器の管理)

第 12 条 難聴児及びその保護者は、本事業による助成を受けて購入又は修理した補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

2 難聴児及びその保護者は、当該補聴器を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持に要する経費を負担しなければならない。

(助成金の返還)

第 13 条 市長は、助成決定内容と異なる補聴器を購入し助成金の交付を受けた者、又は、偽りその他の不正行為によって助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対して助成金の交付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第 14 条 市長は、本事業の執行状況を明らかにするため、子どもの補聴器購入費等支給申請決定台帳（様式 7）を整備しなければならない。

(準用)

第 15 条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものを除き、次の各号の規定を準用するものとする。

(1) 「補装具の種目、購入又は修理に費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号。以下「告示」という。）

(2) 「補装具費支給事務取扱指針について」（平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号厚

生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  
(委任)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

## 助 成 基 準 額

|          |                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 補聴器購入費 | 次に掲げる（ア）又は（イ）のうち、どちらか低い額<br>（ア）告示により算出した補聴器（高度難聴用耳かけ型）の購入に係る費用の額（※）<br>（イ）現に補聴器の購入に要した費用 |
| 2 補聴器修理費 | 次に掲げる（ア）又は（イ）のうち、どちらか低い額<br>（ア）告示により算出した補聴器（高度難聴用耳かけ型）の修理に係る費用の額（※）<br>（イ）現に補聴器の修理に要した費用 |

※ 高度難聴用耳掛け型以外の補聴器を購入・修理する場合についても上記により基準額を算出することとし、高度難聴用耳掛け型に適用できない加算・部品については助成対象としない。ただし、難聴児の聴力や年齢、学習環境などを総合的に勘案した結果、教育場面において真に必要と認められる場合に限り、補聴援助システムを助成対象とすることとし、告示の修理基準に掲げる補聴援助システムに係る額を算出できる。支給数は原則として、より装用効果の高い片側の耳に装用する1台分とするが、特に両耳での装用の必要性が認められる場合に限り、2台分の算出ができるものとする。

別表 2

費 用 徴 収 基 準

| 所得区分                                     | 自己負担額      |
|------------------------------------------|------------|
| 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 0 円        |
| 一般世帯（当該年度分の市町村民税課税世帯）                    | 助成基準額の 1 割 |

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- この表において「世帯」とは、保護者が属する住民基本台帳上の世帯をいう。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護世帯とみなして取扱う。
- 自己負担額を算出するにあたり、助成基準額に 1 割を乗じた後に 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

## 様式一覧表

- 様式 1 札幌市子どもの補聴器購入費等助成金交付申請書
- 様式 2 相談医意見書
- 様式 3 札幌市子どもの補聴器購入費等助成金交付決定通知書
- 様式 4 札幌市子どもの補聴器購入費等支給券
- 様式 5 札幌市子どもの補聴器購入費等助成金交付申請却下通知書
- 様式 6 委任状
- 様式 7 子どもの補聴器購入費等支給申請決定台帳